

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書  
審査会での意見に対する事業者の見解

番号	項目	審査会(令和2年6月25日)での意見	意見に対する事業者見解
1	事業計画	豪雨による土石流でストックヤードが被災すると、災害廃棄物の受入れができず、施設整備に係る理念と基本方針に挙げている「災害に強い施設」として、災害が起きても安定的に運転できる施設という観点からすると不都合が生じるのではないか。	敷地全体を嵩上げし、土砂災害の警戒区域に一部が指定されている災害廃棄物のストックヤード(仮置場)に土石流が極力入り込まないようにする計画です。 なお、圏域における災害ごみ置き場は、本施設敷地内に計画している仮置場だけで完結するものではなく、各所に設置されることとなります。敷地内の災害ごみ仮置場は、施設で処理するための災害ごみを一時的に貯留する仮置場としての運用が想定されます。災害ごみの貯留場所としては焼却施設内のごみピット、リサイクル施設内の受入ヤードが主であることから、仮に土石流が災害ごみ仮置場に入り込んだとしても、災害時の施設運転が不可能となるものではありません。
2	事業計画	工事計画に関係する内容であるが、本来アクセス道路については、方法書の段階で確定していることが重要であり、今後の計画はどのように想定されているか。 調査手法の審査という点においては、ルートを決めて提示する必要がある。また、事業において盛土が多そうな計画に見えるが、工事開始までのルートでどのぐらいの交通量が見込まれるかということ算出していただきたい。	施設周辺の道路整備にあたっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備計画を作成する予定です。工事用車両の走行ルートの設定においては、彦根市の道路整備計画を踏まえて、地元住民の意見および交通安全の確保に留意しながら、道路管理者と協議の上設定します。また、方法書以降の手続きにおいて、施設周辺での工事用車両の走行ルートを示していきます。また、方法書においては工事車両の走行による影響について評価項目を選定し、調査・予測・評価の手法を検討します。なお、工事用車両の交通量については、準備書の段階で施工計画に基づいて算出し、予測評価を行います。
3	事業計画	滋賀県の水害リスクマップによると、最大100年に1度の洪水で1m～2mの浸水が想定されている。施設について止水性のごみピットとすることが配慮書に示されているが、浸水そのものを防ぐような造成の配慮や、ごみの流出を防ぐ配慮はどの程度計画されるのか。	敷地は宇曾川左岸の氾濫による浸水エリアと愛知川右岸の浸水エリアに想定されています。愛知川右岸の場合は2～5m、宇曾川の場合は2～3mという浸水想定になっています。なお、周辺の住居部分では浸水想定1～2mです。(敷地内は、周辺の住居部分よりも50cmから1m低くなっています。) 本施設の造成計画としては、周辺の住居部分のレベルから2m以上の嵩上げをする計画です。嵩上げによる浸水対策を行った上に施設を建てる計画であり、かつ、建屋内の配置上の工夫(プラットフォームや電気室や制御室を2階に配置するなど、重要設備の浸水を防ぐ)により、施設そのものの浸水被害や、浸水によるごみ流出が起きないように十分留意した事業計画を検討します。
4	事業計画	道路の整備が環境影響評価条例の対象事業とならないことから、当該事業に係る交通の面からの影響は、当該事業に係る環境影響評価の手続きの中において適切に評価される必要がある。	施設周辺の道路整備事業は、ご意見のとおり環境影響評価条例の対象事業とはなりません。また、道路整備にあたっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備計画を作成する予定であり、本事業とは別事業です。 しかしながら、整備される市道は、本事業で整備する施設へのアクセスルートとしても使用されることから、道路整備後における本事業に係る工事用車両、廃棄物運搬車両の走行による環境影響については、ご意見のとおり、本事業に係る環境影響評価手続の中で評価を行います。
5	事業計画	焼却炉の形式に言及がないが、方法書以降で示していただけるのか。排ガスの算出にかかわってくることになるので早めに示していただきたい。	焼却炉の形式は、第2回審査会で参考資料として提示するとともに、方法書以降でも掲載します。

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書  
審査会での意見に対する事業者の見解

番号	項目	審査会(令和2年6月25日)での意見	意見に対する事業者見解
6	事業計画	事業計画として、施設における処理フローが提示されておらず、環境への影響を検討する材料が整っていない。	施設の処理フローは、第2回審査会で参考資料として提示するとともに、方法書以降でも掲載します。
7	事業計画	配布資料では公共下水道に排水を排出する予定とあるが、一方で配慮書を見ると下水道整備計画の地点には、事業実施想定区域が含まれていない。どのような計画か。また、令和6年度に建設開始されるが、供用が始まるまではどのように排水を処理されるのか。	現在、西清崎の候補地周辺より南側のエリアでは、農業集落排水処理施設で家庭のし尿処理、生活排水を処理しています。彦根市の下水道計画では令和12年度までに農業集落排水の処理施設を廃止し、公共下水道に接続する計画になっています。(下水の管は、農業集落排水の管をそのまま使用される計画です。)候補地を含むエリアも公共下水道への切り替えを行う計画であることから、本施設も公共下水道への接続を計画しています。 建設期間中の排水については、公共用水域への放流を計画しています。土地の改変に伴い発生する濁水が周辺の河川環境に影響を及ぼす可能性があることから、方法書以降の手続きにおいて、適切に環境影響評価項目を選定し、予測評価を行います。
8	事業計画	複数案の検討については、施設への搬入出や走行ルートに関する交通による影響を事業実施想定区域周辺の自然的・社会的状況を踏まえて検討するべきではないか。	施設周辺の道路整備にあたっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備計画を作成する予定です。現時点でアクセス道路の整備内容が決まっていないため、施設への搬入出や走行ルートに関する複数案を考慮した検討は行っていません。 方法書以降の手続きにおいて、彦根市が計画している市道整備計画を踏まえた事業実施想定区域へのアクセスルートを示していきます。方法書の内容を踏まえ、工事用車両および廃棄物運搬車両等の走行による大気質・騒音等の影響を予測するための環境現況調査を実施し、準備書において沿道の保全対象への影響について予測評価を行う予定です。
9	大気質	配布資料での大気質の予測評価において、彦根地方気象台で計測した風向風速の環境と候補地とは大幅に異なるのではないかと。特に卓越風向のある方角が荒神山で遮蔽されている影響について、どのように評価されているのか。方法書以降で詳しく調査されるのか。	配慮書では既存の資料に基づいて予測評価を行っております。 方法書以降の手続きにおいて、現地における詳細な気象調査、現地拡散実験を計画し、地形の影響を考慮した風の状況を調査したうえで、大気質の短期予測も含めた影響の予測を行い、環境基準値等との整合について評価を行います。

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書  
審査会での意見に対する事業者の見解

番号	項目	審査会(令和2年6月25日)での意見	意見に対する事業者見解
10	大気質	計画段階配慮事項の検討において、大気質の検討の対象が一次汚染物質のみとなっている理由はなぜか。事業実施想定区域周辺の大気質の状況は、光化学オキシダント等において環境基準を満足していない。ごみ処理施設による窒素酸化物や、ごみ収集車による炭化水素や窒素酸化物によって、定性的に考えると光化学オキシダント等が現状よりさらに悪化するのではないか。	光化学オキシダント、PM2.5は、道路や工場から発生する硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物が化学反応を起こすことにより生成される物質です。光化学オキシダントについては、大気汚染対策に係る様々な取組の推進によって窒素酸化物や揮発性有機化合物の大気環境中の濃度は低減してきているものの、光化学オキシダントの環境基準達成率は依然として極めて低い状況であり、その複雑な生成過程については、現在国を中心に検討を行っているところです。また、PM2.5については、大気汚染防止法に基づく工場・事業場等のばい煙発生施設の規制や自動車排出ガス規制などにより、年間の平均的な濃度は減少傾向にあります。これらのことから、光化学オキシダント等の発生源は広域的であり、本事業による影響の程度は小さいと考えられること、また、その生成過程は現時点で十分に解明されていないことから、本事業の環境影響評価においては光化学オキシダント等の原因となる一硫黄酸化物、窒素酸化物の影響を予測対象にします。
11	大気質	複数案の検討として、煙突高さの違い(59m、80m)をあげて将来濃度(年間平均値)を比較しているが、先行事例からこのような検討は意味がないと考えられる。煙突高さの違いによる建物ダウンウォッシュの影響のように、意義のある検討をすべきである。	ご意見を踏まえ、煙突高さの違いによる大気質の短期予測(1時間値)および排ガス温度の違いによる大気質の長期予測(年平均値)・短期予測(1時間値)を行いました。第2回審査会において結果をご報告します。
12	事業計画 大気質	次回審査会では、施設における処理フロー図を示すとともに、複数案について建物ダウンウォッシュの影響を検討のうえ示していただきたい。	ご意見を踏まえ、第2回審査会において、施設における処理フロー図、複数案におけるダウンウォッシュの影響検討結果をご報告します。
13	騒音・振動	騒音・振動関係について、車両走行ルートや施設の内容が想定・提示されておらず環境への影響を検討するにあたって、定量的な判断をするための材料が整っていない。定性的ではなく定量的な検討ができる材料を整えていただきたい。方法書以降の段階においては車両の走行ルートや施設の内容を明らかにし、調査地点や、調査・予測・評価の手法を適切に設定すること。	配慮書段階では、施設の稼働に係る騒音・振動を計画段階配慮事項に選定し、事業計画の熟度を踏まえて「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(環境省)を参考に、事業計画地から一定の範囲内に存在する被影響対象(家屋等)の数を指標とした予測を行いました。今後、方法書以降の手続きにおいて、定量的な検討を行うため、車両走行ルートや施設の内容を明らかにし、調査地点、調査・予測・評価の手法を適切に設定します。
14	景観	事業実施想定区域北側にある荒神山の遥拝所(ようはいじよ)からごみ処理施設がどのように見えるのか。配慮書においては計画段階配慮事項の検討にあたり主要な眺望点からの見え方にしか言及されていないが、方法書以降では事業実施想定区域周辺からの見え方にも触れていただきたい。	ご意見を踏まえて、方法書以降の手続きにおいて、景観資源、眺望点の再検討を行い、事業実施想定区域周辺を視点場とした景観について検討を行います。なお、遥拝所への参道からのごみ処理施設の見え方について、簡易的にフォトモンタージュを作成しましたので、第2回審査会において提示します。
15	景観	景観について、普段住民が生活している集落等の身近な場所からどのように見えるかが評価されるべきである。荒神山神社には大きく立派な鳥居があり、そこから見える山頂が集落からの自然な視線だと思うが、その眺めが施設によって一部隠れることをどのように評価するかといったことや、施設の外壁色をどう配慮するかについて、方法書以降の図書において適切に調査・予測・評価をしていただきたい。	ご意見を踏まえて、方法書以降の手続きにおいて、景観資源、眺望点の再検討を行い、集落等の身近な場所、鳥居を視点場とした荒神山の景観等について検討を行います。なお、事業実施想定区域南側集落、大山橋付近、グリーンピアひこね交差点付近から荒神山を背景としたごみ処理施設の見え方について、簡易的にフォトモンタージュを作成しましたので、第2回審査会において提示します。

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書  
 審査会での意見に対する事業者の見解

番号	項目	審査会(令和2年6月25日)での意見	意見に対する事業者見解
16	文化財	<p>配慮書によると、事業実施想定区域は今のところ埋蔵文化財包蔵地はないが、かつて宇曾川の河川改修をした際に遺跡が大量に出た地域の周辺であり、埋蔵文化財包蔵地とも隣接している地域でもある。</p> <p>地歴調査で把握できることには限度があるので試掘をすべきである。彦根市や滋賀県の教育委員会にも相談すべき。</p>	<p>発掘調査について県に確認しましたが、彦根市文化財課に確認するよう指示があり、彦根市文化財課に確認の結果、調査は必要ないとの回答を得ました。このため、発掘調査は行わないこととします。</p>
17	文化財	<p>鳥居の手前の参道に道標がある。事業実施想定区域の東の角の境界線上にあり、市指定の文化財になっていないがどのようにされるのか。</p>	<p>ご指摘の道標については、荒神山神社の施設です。なお、当該道標は事業実施想定区域外に位置しているため撤去されることはなく、残置されます。</p>
18	生態系	<p>動物・生態系に関して、計画段階配慮事項に選定されていないが、事業実施想定区域の北西の部分の湿地は両生類が好む環境である。事前の文献調査では多くのレッドリスト掲載種が確認されているので、今後の方法書以降では適切に調査地点を設定し、調査・予測・評価していただきたい。</p>	<p>ご指摘の湿地を含めて、事業実施想定区域周辺には多くの湿地が存在します。方法書以降において、動物、生態系の現状を適切に把握するための調査方法等を設定し、調査・予測・評価を行います。</p>
19	総合評価	<p>各々の評価結果を並べただけで、適切な総合評価となっていない。大気質と景観と騒音・振動・悪臭に係る個別の評価結果を俯瞰して総合的に評価したものが総合評価である。</p>	<p>配慮書における総合評価については、本審査会におけるご意見、追加検討結果を含めて、個別の配慮事項の評価結果を俯瞰して再検討しました。その結果は第2回審査会においてご報告します。</p>

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書  
 審査会追加意見に対する事業者の見解

番号	項目	審査会追加意見	意見に対する事業者見解
1	大気質	<p>施設の規模から、ごみ収集車等の交通量を仮定した上で、それに伴って発生する環境負荷量(窒素酸化物量、騒音など)を算定されたい。</p> <p>焼却炉の煙突から排出される排ガス量や排ガス温度によって、排出源の高さ補正がされていると思います。炉形式別の典型値をヒアリングするなどして、数ケースを想定する必要はないか。先日の説明では、着地濃度が高くなる場合を想定し、排ガス温度は低めの150℃に設定されていますが、影響範囲が広がる場合として、温度190℃の場合なども計算結果を示されたい。</p>	<p>施設周辺の道路整備にあたっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備計画を作成する予定です。方法書以降の手続きにおいて、彦根市が計画している市道整備計画における計画地へのアクセスルートを示していきます。</p> <p>方法書の内容を踏まえて、ごみ収集車等の交通による影響を予測するための環境調査を実施し、準備書において、ごみ収集車等の交通量、それに伴って発生する環境負荷量(窒素酸化物量、騒音など)を算定します。</p> <p>焼却炉の形式については施設整備基本計画においてストーカ式を採用することとしています。(第2回審査会で参考資料を提示します。)</p> <p>排ガス量や排ガス温度等の排出条件の詳細については、準備書段階でメーカーヒアリングを行い、より詳細に予測条件を設定し、予測評価を行う予定ですが、ご意見を踏まえ、配慮書で実施した予測と同じ条件で排ガス温度のみ190℃とした場合の予測結果を第2回審査会で示します。</p>
2	振動	<p>施設予定地に隣接する選好所の両脇に、耐震用と思われる補修がされていましたが、施設工事中や開設後に生じる振動が及ぼす影響を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、選好所の利用状況を把握し、必要に応じて文化財・伝承文化の項目における評価項目の対象施設として選定します。そのうえで、施設の工事中や開設後に生じる建設機械及び施設の稼働に伴う振動レベルが現状の環境振動に及ぼす影響検討の実施を想定しています。</p>
3	景観	<p>当該地は彦根市景観計画区域内に位置する。よってまずは、当該計画を参照しつつ、対象地の属するゾーンの概要や景観形成の方針を本事業がどのように解釈しているのか、景観保全の基本指針を示す必要がある。当該地区は「田園集落ゾーン」に位置している。一例を挙げると、景観形成の指針として「⑥送電鉄塔などの大規模な工作物は、自然環境等と調和するように配慮する」とされている。本事業計画が何を「自然環境等」と定義し、どのような状態をもって「調和する」と考えるのかを、解りやすく示すべきである。この方針がない限り、フォトモンタージュにおける視点場の設定、もしくはその評価の評価基準が定まらない。</p>	<p>方法書において、彦根市景観計画を参照し、事業実施想定区域が位置する「田園集落ゾーン」における景観形成基本方針及び指針に基づいて本事業に係る景観保全方針を示します。景観保全方針に基づいて、計画施設の自然環境等と調和を考慮したうえで、調査における景観の視点場や、予測評価における評価基準を設定します。(現時点で未確定ですが、景観に対する配慮の一例として、「敷地外周は目隠し及び周辺景観との調和のため緑化に努める」、「植栽の植物種は自然植生を考慮した種を選定する」、「建物の色調は周辺計画に調和するアースカラーを基本とする」等の対策が考えられます。)</p>
4	景観	<p>当該地域における視点場として検討されるべき景観の例としては、「のどかな田園風景」として荒神山の山容・周辺農地・集落を認識できる中～遠距離景、歴史的・文化的価値をもつと考えられる荒神山の参道や選好所・社殿等からの景観、などが挙げられる。追加資料も含めフォトモンタージュによる既往検討結果を確認したが、中～遠距離景を考慮するための視点場は、南・東などある程度の地点が選ばれている一方で、最も影響の大きい対象地北に隣接する荒神山参道や集落などからの景観に関しては、今後、より緻密な設定と評価が必要であると考えられる。特に、参道に沿った盛土高さが2mあることで、道標から選好所までの参道から南西方向への視界は完全に遮られ、圧迫感を与えてしまっており、地域の生活の場・文化的な場の景観に与える影響が極めて大きいと言わざるを得ない。施設配置A案B案ともにこの点に関しては共通しているため検討の余地のない事項となっているのかもしれないが、盛土の緑化だけでは上記影響の緩和策として限界もある。今後の検討においては、参道に対するセットバックという意味で、盛土範囲・擁壁位置の調整可能性も考慮し、この影響を緩和するための複数案を検討すべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえて、方法書において、「のどかな田園風景」としての荒神山の山容・周辺農地・集落を認識できる中～遠距離景、歴史的・文化的価値をもつと考えられる荒神山の参道や選好所・社殿等からの景観を把握できる視点場を適切に設定し、調査、予測評価の手法を検討します。特に、施設存在による影響が大きい事業実施想定区域北側に隣接する荒神山参道や集落などからの景観に関しては、場の利用状況も考慮して、より詳細な視点場と眺望方向を設定して予測評価を行います。</p> <p>なお、基本計画では、災害時の対応も考慮して、敷地面積を可能な限り有効に活用することとしており、荒神山参道に対する敷地のセットバックは難しいですが、敷地造成端の構造・形状(擁壁とするか法面とするか)の工夫等により、参道を始めとする隣接道路や集落への圧迫感の軽減策を検討します。</p>

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書  
 審査会追加意見に対する事業者の見解

番号	項目	審査会追加意見	意見に対する事業者見解
5	景観	景観追加資料のフォトモンタージュでイメージしやすくなった。 B案の煙突高さ59mの場合、大山橋とグリーンピア交差点付近から建物が目立たず、景観上の問題はより小さくなると思われる。	ご意見を踏まえ、配慮書における複数案については、本審査会におけるご意見、追加検討結果を含めて再検討しました。その結果は総合評価として第2回審査会においてご報告します。
6	生態系	事業実施想定区域では、現状では不耕作地となっているために水田が湿地化し、両生類や水生昆虫類の生息環境となっている状況がうかがわれた。今後、事業に伴って隣接する不耕作地において耕作が再開されるなどの変化が生じると（それ自体は地域にとって望ましい変化だと考えるが）、湿地環境に依存する生物への影響が懸念される。従って、水生生物への影響を評価するに当たって可能な限り事業開始後の周辺農地の耕作状況の変化を踏まえて予測・評価し、配慮してもらいたい。	方法書以降において、両生類や水生昆虫類の主要な生息環境として湿地化した水田に注目し、現状を把握するとともに、事業による影響の予測評価並びに必要な環境保全措置の検討を行います。 なお、事業開始後の周辺農地の耕作状況については可能な限り情報収集に努め、水生生物の予測評価に反映します。
7	文化財	神社の参道入口に見えた道標（近世の年号が刻印されたもの）は、施設区域に入るかどうか配慮書の図面では定かではありません。道標の配置を盛り込んでいただきたい。	道標は事業実施想定区域外に位置します。荒神山神社の施設であり、方法書において位置関係がわかるように図を示します。
8	総合評価	隣接・近隣からのフォトモンタージュは景観の複数案の検討に有益と考えます。大気・騒音、景観、審査会委員指摘の災害の観点から、配慮書段階として適切な複数案の総合評価を示されたい。	ご意見を踏まえ、配慮書における複数案の総合評価については、本審査会におけるご意見、追加検討結果（景観フォトモンタージュ等）を含めて再検討しました。その結果は第2回審査会においてご報告します。